

○神崎市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 7 月 1 日

要綱第 1 0 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神崎市空き家・空き地情報登録制度実施要綱（平成 2 7 年神崎市要綱第 2 号。以下「実施要綱」という。）に規定する神崎市空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）へ空き家の登録を促進することを目的として、空き家の所有者等がその所有する空き家において、家財道具等の処分を行う場合に、予算の範囲内において交付する神崎市空き家バンク登録支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、神崎市補助金等交付規則（平成 1 8 年神崎市規則第 4 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 空き家の所有者等で、空き家バンクに登録することを目的に家財道具等の処分を行う者。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、空き家の家財道具等の搬出、収集、運搬及び処分に係る費用とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額

とし、20万円を上限とする。この場合において、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、登録物件に対して1回限りとする。この場合において、他の補助金等の交付を受けて家財道具等の処分を行ったことがある空き家については、交付を行わないものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、処分に着手するときまでに市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等を滞納していないことを証する書類
- (2) 対象経費の見積書
- (3) 家財道具等の処分前の写真
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

（交付決定の変更等）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付変更（中止）承認申請

書（様式第４号。以下「変更（中止）承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定により変更又は中止の承認申請書を承認したときは、神崎市空き家バンク登録支援事業補助金交付決定（変更・中止）通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条 交付決定者は、補助事業が完了した日から３０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、神崎市空き家バンク登録支援事業補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

- （１） 対象経費の領収書
- （２） 家財道具等の処分後の写真
- （３） 空き家・空き地バンク制度登録申込書（実施要綱様式第１号）
- （４） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、神崎市空き家バンク登録支援事業補助金額確定通知書（様式第７号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第１１条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、神崎市空き家バンク登録支援事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第１２条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消することができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者に当該補助金の返還

を求めるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱等に違反していることが認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、神崎市空き家バンク登録支援事業補助金交付取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、神崎市空き家バンク登録支援事業補助金返還請求通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

（補助金の交付申請の添付）

第2条 要綱第9条において、補助金の実績報告を行う者のうち、既に空き家・空き地バンク制度に登録している者は、要綱第9条第1項第3号の規定を省略することができる。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

空き家バンク登録支援事業補助金交付申請書

神埼市空き家バンク登録支援事業補助金の交付を受けたいので、同要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 空き家の所在地	神埼市
2. 対象経費（見積金額）	円（税込）
3. 作業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4. 補助金申請額	円（千円未満切捨て）
5. 添付書類	①市税等の納税証明書 ②対象経費の見積書 ③家財道具等の処分前の写真 ④誓約書（様式第 2 号） ⑤その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

誓約書

私は、神崎市空き家バンク登録支援事業補助金を申請するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

1. 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
2. 補助対象の物件について、補助金額確定通知書の日から 2 年以上継続して神崎市空き家バンクに登録し、3 親等内の親族に売買又は賃貸しません。
3. 神崎市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、補助金の返還を命じられた場合は、速やかにこれに応じます。

年 月 日

神崎市長

様

申請者

住所

氏名

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

㊟

空き家バンク登録支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった神埼市空き家バンク登録支援事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 物件登録番号 第 号

2 交付決定額 円

3 交付条件

(1)神埼市補助金等交付規則及び神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱の遵守

(2)前号に違反する事実が明らかとなった場合は、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金要綱第 12 条の規定により、補助金の交付決定を取消し、既に交付している補助金については、返還を命じる。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

空き家バンク登録支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた空き家バンク登録支援事業補助金について、申請内容を変更したいので、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容の変更

(1)変更後の補助対象経費 円

(2)変更後の交付申請額 円

(3)添付書類

- ①変更内容が分かる書類
- ②変更後の見積書又は契約書の写し
- ③その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業の中止

（理由）

--

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

㊟

空き家バンク登録支援事業補助金交付決定（変更・中止）通知書

年 月 日付け 第 号で通知した神埼市空き家バンク登録支援事業補助金については、下記のとおり（変更・中止）を決定しましたので、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定額 円

2 変更・中止の理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

空き家バンク登録支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた空き家バンク登録支援事業が完了したので、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - ① 対象経費の領収書
 - ② 家財道具等の処分後の写真
 - ③ 空き家・空き地バンク制度登録申込書（実施要綱様式第 1 号）
 - ④ その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

㊟

空き家バンク登録支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった神埼市空き家バンク登録支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

1 補助金確定金額 円

様式第 8 号（第 11 条関係）

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

空き家バンク登録支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった空き家バンク登録支援事業補助金について、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

【振込先】

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 9 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

㊟

空き家バンク登録支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した空き家バンク登録支援事業補助金について、下記のとおり補助金の取消しをしましたので、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 取消し額 円
- 2 取消しの理由

様式第 10 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

㊟

空き家バンク登録支援事業補助金返還請求通知書

年 月 日付け 第 号で通知した空き家バンク登録支援事業補助金について、下記のとおり補助金の返還を求めるので、神埼市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 返還額 円

2 返還の理由

3 返還期限 年 月 日まで